

○松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給規則

平成10年 5月11日

松戸市規則第44号

改正 平成12年 3月31日規則第31号

平成18年 3月31日規則第42号

平成23年 3月31日規則第27号

平成24年 6月29日規則第59号

平成26年 3月 3日規則第25号

平成27年12月28日規則第75号

(目的)

第1条 この規則は、高齢者又は障害者（以下「高齢者等」という。）が居住する住宅の改修に要する費用について助成金を支給することにより、高齢者等の介助に適した住環境を確保するとともに、その自立の促進を図り、もって高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者 満65歳以上の者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項又は第2項に規定する要介護認定又は要支援認定を受けたもの及び同法第27条第9項又は第32条第8項の規定により要介護者又は要支援者に該当しないと認められた者で移動又は歩行が困難であると市長が認めたもの

(2) 障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が2級以上のもの

イ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）第2条に規定する療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAの2以上のもの

(助成対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、次の要件を満たす高齢者等とする。

(1) 当該高齢者等及びその世帯の生計中心者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載された後、引き続き2年以上本市に居住していること。

- (2) 当該高齢者等及びその世帯の生計中心者が市税を滞納していないこと。
- (3) この規則に基づく助成金の支給を受けたことのある高齢者等が、新たな改修に係る助成金の支給を受けようとする場合にあっては、当該助成金の支給を受けた日の属する年度から3年度以上を経過していること。

(助成対象費用)

第4条 助成金の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、高齢者等がその居住する住宅を円滑に利用できるようにするための改修に要する費用とする。

2 助成対象費用は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

(1) 高齢者等の世帯の生計中心者の市民税が非課税の場合 30万円

(2) 高齢者等の世帯の生計中心者の市民税が課税の場合 15万円

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 高齢者 助成対象費用の額の100分の90に相当する額

(2) 障害者 助成対象費用の額に相当する額

2 介護保険法第45条又は第57条の規定による居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給を併用して受ける場合にあっては、助成金の額は前項の規定により算出した助成金の額から居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を控除した額とする。

(申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工前に松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の世帯全員の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、第4号の書類を省略することができる。

(1) 工事計画書

(2) 住宅改修が必要な理由書

(3) 工事費見積書

(4) 世帯全員の市税の納税証明書

(5) 申請者が当該改修に係る住宅又はその敷地を所有するものでない場合は、改修についての当該住宅又はその敷地の所有者の承諾書

(6) 工事着工前の工事箇所の写真

(7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、工事完了後に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し及び支払内訳書

(2) 工事完了後の工事箇所の写真

(助成金の支給決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書及び書類の提出並びに同条第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ住宅の状況等に関する調査を行い、速やかに助成金の支給の可否を決定し、松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月31日松戸市規則第31号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松戸市高齢者・障害者住宅増改築等助成金支給規則の規定は、平成12年度分の助成金の支給から適用し、平成11年度分までの助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日松戸市規則第42号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日松戸市規則第27号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日松戸市規則第59号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月3日松戸市規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日松戸市規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給申請書

年 月 日

(宛先)松戸市長

下記のとおり松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金の支給を受けたいので申請します。

住所

申請者 氏名

電話番号

フリガナ 申請者氏名		介護保険 被保険者番号		介護度	介 ・ 支
個人番号		生年月日	年 月 日 (歳)		
住宅の所有者	申請者との関係()				
改修内容	業者名				
	着工予定日		年 月 日		

松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金制度を利用するに当たり、松戸市が保有する課税及びその納付の状況に関する情報並びに住民基本台帳の情報について調査することに同意します。

申請者氏名

同一世帯構成員 氏名 個人番号

氏名 個人番号

氏名 個人番号

氏名 個人番号

氏名 個人番号

担当処理欄

課税(限度額15万円)

非課税(限度額30万円)

第2号様式

(用紙規格 J I S A 4)

第 号

住所

氏名 様

松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金の支給について審査の結果、支給決定（却下）しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

1 次のとおり決定する。

助成金額 円

2 次の理由により申請を却下する。

第1号様式

第2号様式